

# 志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第21号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)

司法の責任放棄を許さず、法廷内外のたたかいを強め、早期判決を勝ちとろう!



原告団副団長 盛本 芳久

## ■ 裁判所が判断しないで裁判と言えるか

早期結審を求める私たち原告、引き延ばしを図りたい被告北陸電力に対して、裁判所は3月、「規制委員会の判断を待つのが相当だ」と今後の訴訟方針を示しました。判断を逃げ、司法自らの責任を放棄した「ありえない」対応でした。私たち原告はこの裁判体（3人の裁判官の合議体）を「忌避きひ」しました。不当にも、金沢地裁に続き名古屋高裁金沢支部も私たちの忌避を認めません

でしたが、みなさまには当然の申し立てであると、理解していただけたと思います。

7月4日には、名古屋高裁金沢支部が大飯3、4号機の福井地裁差止判決を覆し、再稼働を認める判決を行いました。この理由もまた規制委員会の再稼働適合性審査結果であり、規制委員会追従の責任放棄の判決でした（4ページ参照）。

3.11以降、私たちは国民の側に立ち誠実な判断を示したいいくつかの判決に静かに感動もしたのですが、原発に対する司法判断はまた政権そんたく忖度へと傾いてきたのでしょうか。立法府、行政府の劣化・腐敗は進行するばかりですが、「司法よおまえもか」と問わざるを得ません。

## ■ 活断層の評価はもう出ている

これもまた繰り返しになりますが、本訴訟の最も重要な争点は原子炉直下の断層の活動性の有無であり、これはもう結論が出ているということです。新規制基準では、活動性が否定できない断層が「活断層」と定義され、有識者会合のメンバー全員と、その判断を検討する他の複数の学者によるピア・レビュー（査読）を経て出された、「活動性は否定できない＝活断層である」という評価書は規制委員会が受理しており、結論はもう出ているのです。

適合性審査は事業者（北陸電力）が、規制委員会から出される疑問、宿題に応え続ける



金沢地裁前でアピールする北野原告団長(7/12)

限り継続され、引導を渡されることのないしくみですが、裁判所はこれを待ち続けるつもりなのでしょうか。とても許されるものではありません。

### ■ 多様な視点から判断するのが司法の責任だ

志賀原発の運転の可否の判断材料は活断層だけではありません。原告・弁護団は訴状と54の準備書面（合計約980ページ）と証拠を提出し、26回の口頭弁論で陳述を行い、多角的な分析を基に丁寧に主張を展開してきました。

3.11事故に衝撃を受けたドイツは「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」を立ち上げ、技術者、自然科学者はもとより、政治経済、哲学、社会科学、一般国民など各分野の委員で民主的議論を行うことによって脱原発方針を決定しました。

規制委員会の適合性審査では、避難計画の妥当性も、将来のエネルギー政策のビジョンも、放射性廃棄物の処分問題も、国民の意見も考慮されることはありません。審査結果を待つ意味はありません。裁判所は判断するに十分な原告・被告の主張を聞いています。広い視野から責任を持った判断を早急に示す時期に来ています。

### ■ 法廷外での私たちのたたかい

裁判は法廷で行われますが、その行方に大きな影響を及ぼすのが法廷の外での活動です。特に国家権力にももの申す裁判においては、市民に訴え、メディアに伝え、世論を喚起するとりくみが不可欠です。私たち原告・弁護団、そしてサポーターはこの5年余り、金沢、志賀町などでの毎月の街頭宣伝・ビラまき、裁判毎の報告集会や原告団総会での情勢報告と、脱原発を発信する記念講演、市民と共同した節目節目での集会やデモ、パレード、全国の訴訟団との交流などなど、法廷外でさまざまな活動を行ってきました。長引く裁判で、提訴当時の熱い思いが薄れてきているのではないかと懸念します。今こそサポーターを拡大し、これまでの闘いを継続強化していかなければなりません。志賀原発の廃炉のために、仲間を増やし各種活動に積極的に結集していただくことをお願いします。

## 今年の北電株主総会と脱原発株主運動

北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会

代表 中垣 たか子

### § 今年も実現しました、脱原発の株主提案

去る6月27日、大手電力会社の株主総会が一斉に開催され、今年も9社そろって脱原発株主議案が提出されました。「北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会」は98名（株数合計10万1900株）の株主の協力により5回目となる株主提案で「エネルギーシフト推進本部設置」、「廃炉本部設置」、「再処理からの撤退」などの6議案を提出しました。脱原発の株主議案に賛同した株主の合計株数は約730～750万株におよびます。株主総会の議決は株数で決まるので、株を大量に保有する金融機関などが脱原発に賛同しない現状では脱原発議案は否決され続けているのですが、議決権行使結果を見ると一般株主からは一定の支持を得ていることが分かります。



北電本社前で株主に訴える中垣さん(6/27)

## § 何百年も原発を動かし続けるつもり?!

北電の総会議事運営は、とにかく約2時間で終了させることが至上命令になっているのか、議案を提出できるようになったら事前提出質問への一括回答が一層お粗末になり、今年はたった11分で最短記録更新、しかも北電は「回答すべき質問にはすべて回答した」と開き直っています。

志賀原発は2011年3月から止まったままなのに、総会では毎年「原子力は供給安定性、経済性に優れ云々」と2011年以前と同じ台詞が繰り返されていて、取締役の頭の中も3.11以前のまま止まっているのでしょうか。今年、一番呆れたのは石黒副社長（原子力本部長）が廃炉に関する質問の回答で「300年、500年先のことではないが…」と発言したことです。会場が騒然となって発言後半がよく聞き取れなかったため、確認しようとしたら「記録はない」というのが北電の回答で、これにも驚かされました。

## § 株主提案権を制限する動き

実は現在、「株主提案権が乱用されている」として株主提案を制限する会社法「改正」が進められています。株主提案権の行使は「3万株または発行済株数の1%」以上を保有する株主ならできますが、発行済株数が少ない北電でも1%は200万株以上です。各地の「脱原発株主の会」は1%以上の株主を集めることは困難なので、趣旨に賛同する3万株分以上の株主を募って株主提案権を行使しています。これに対して財界から、「たった3万株、0.1%にも届かない株数で脱原発議案提出などけしからん」と規制を求める動きが出たのです。

2017年2月、日経新聞一面トップに「株主提案権 乱用を防ぐ」、「会社法改正を諮問」と大きく報じられ、その二ヵ月後、4月から法制審議会での審議が始まりました。この審議会は傍聴を認めず、議事録が公表されるまで何ヶ月もかかるなど議論内容は不透明のまま審議が進められ、今年2月に中間試案がまとめられて、その後パブリックコメントが開始されました。パブコメには経団連や電事連から脱原発の株主提案を制限する意見がいろいろ提出され、とくに経団連は試案にはない規制まで求めました。その内容は、今までのやり方では株主提案が不可能になりかねないものです。脱原発株主運動に関わっている私たち以外にも、不祥事企業に株主代表訴訟を起している「株主の権利弁護団」などが株主の基本的な権利制限に反対意見を提出しているので、法制審議会の結論がどうなるのか、まだ見通せない状況です。安全性に関わるデータ改ざんなど、大企業のモラルハザードが相次いで明らかになっている今、個人株主の権利を制限して大企業のやりたい放題を助長するような法「改正」は許せませんが、来年は脱原発の株主提案ができなくなる可能性もあるのです。

たとえ議案を出せなくても、「脱原発株主運動」は続けられます。「株主運動」のあり方を考え直す機会ともいえるので、これからも脱原発実現のために智慧を出し合っていきたいと考えています。



原発新規制

かさむコスト

「株主の会」が株主総会で配布したチラシより

## 司法の責任放棄！大飯控訴審判決に抗議する

大飯差止訴訟をたたかった「福井から原発を止める裁判の会」と私たちは、互いに傍聴行動に参加するなど、提訴当初から共闘関係を深めてきました。しかし、こと裁判の審理方針に関しては、大飯控訴審では十分な審理を求めてきたのに対し、志賀訴訟は早期結審を求め続けています。一見、真逆の対応ですが、原子力規制委員会に追従し司法の責任を放棄する裁判所を糾弾する、という点で両原告団の方針は一致しています。

大飯控訴審の最大の争点は基準地震動であり、原告側の証人として出廷した規制委の元委員長代理・島崎邦彦氏は昨年4月、「基準地震動が過小評価されている」という重大な証言をおこないました。ところがその翌月、規制委が大飯3、4号機を新規基準合格とするや否や、内藤正之裁判長は住民側からの大飯原発の具体的危険性を明らかにするための証人申請を次々と却下し、一気に結審へと突き進みました。その後の再三再四にわたる弁論再開の申し立ても拒否し、今回の再稼働容認判決に至ったのです。

一方、志賀1、2号機の運転差止をを求める私たちの訴訟はすでに結論が出ているにもかかわらず、新たに赴任した加島滋人裁判長は今年3月の口頭弁論で従来の方針を180度転換して、「規制委員会の審査を見守るのが妥当」と述べ、司法の判断を回避する姿勢を示しました。有識者会合で活断層を否定する資料を提出できなかった北陸電力は、安倍政権の下、独立性に疑問符の付く規制委の審査に<sup>いちろ</sup>一縷の望みを託しており、この方針転換は北電への助け舟に他なりません。

私たちは規制委の結論を聞きたくて提訴したわけではありません。憲法で保障された人格権、環境権に基づき、原発の差止めを求めています。大飯控訴審判決に対し、直ちに抗議声明を発表するとともに、福井の「裁判の会」が毎月おこなってきた裁判所包囲行動を引き継ぎ、この7月、金沢地裁前で「司法の責任放棄を許さない」と早期結審を求めるアピール行動を開始しました。無念の上告断念を決断した「裁判の会」の思いにこたえるには、国策追従の司法を許さず、地裁、高裁で差止判決を積み重ねるしかありません。志賀訴訟はその先陣を切れるよう、法廷内外でとりくみを強化していきます。

志賀原発を廃炉に！訴訟原告団

### 年会費の早期納入を！

☆原告1口3千円、サポーター1口千円です。  
ゆうちょ払込取扱票(\*)を使って、郵便局から送金(ATM送金で手数料80円)できますm(\_ \_)m。  
(\*)7月末までに事務局未着の方に同封させていただきました

### 福島原発刑事訴訟報告集会

- ◇日時 10月20日(土)14:00～16:30
- ◇会場 近江町交流プラザ4F  
集会室(金沢市武蔵ヶ辻)
- ◇主催 福島原発刑事訴訟  
支援団・北陸  
報告…武藤類子さんほか

